平成２３年（フ）第８５号
青森県八戸市大字沢里字沢里山16番地２　加藤貸家
債務者　板橋　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
青森県八戸市大字市川町字尻引前山31番地1004　鳥羽アパート202、前住所青森県八戸市大字田面木字上田面木45番地１　ラカーサフェリーチェ103
債務者　齋藤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１７８７号
宮城県岩沼市中央４丁目４番251号
債務者　佐藤　律子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘１丁目６番２号
債務者　西村　泰晴
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
宮城県黒川郡富谷町富ケ丘１丁目６番２号
債務者　西村　智子（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
仙台市若林区新寺４丁目４番５号　森谷アパート201
債務者　大森　　貢
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
仙台市青葉区菊田町１番33号　コーポフレンド202
債務者　吉田　慎一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート３号棟101
債務者　石山三枝子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６０号
茨城県水戸市平須町1827番地の55市営六番池住宅１棟３Ｆ１号
債務者　富永　大樹
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２７８号
茨城県水戸市開江町1577番地
債務者　関谷　時子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
茨城県ひたちなか市大字中根2991番地２　県営柴田アパート１―301号
債務者　大金　理奈
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９０号
茨城県常陸大宮市泉541番地の49
債務者　佐藤まゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６５９号
京都府宇治市広野町丸山69番地の41
債務者　中瀬恵津子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
京都府八幡市橋本平野山85番地の10
債務者　日田　準一
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
京都市右京区梅津高畝町13番地の１
債務者　馬場みどり（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４８号
京都市山科区東野南井ノ上町３番地28
債務者　宮田　　守
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７５９号
京都市東山区祇園町南側570番地８
債務者　田畑斗志子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係